

## 住宅用省エネルギー設備等設置費補助金申請時チェックリスト

※申請前に事前チェック欄で提出書類をチェックのうえ、提出してください。

	提出書類及び注意事項等	チェック欄	
		事前	市
	窓口に来られた方は申請者本人か。 代理人（事業者等）の場合、委任状が必要。		
①	<b>補助金交付申請書（第1号様式）（表）</b>		
	申請者の欄に押印されている場合、契約書と同一の印鑑が押されているか。		
	設置場所住所は、住民票の住所及び契約書の住所と同一か。		
	申請者と住宅の所有者が同一か。 異なる場合及び共有者がいる場合、承諾書が必要。		
	補助金交付申請額は、（別記）補助対象設備内訳書の金額と同額か。		
	工事着工日及び工事完了日は、令和3年4月1日以降か。		
②	<b>補助金交付申請書（第1号様式）（裏）</b>		
	同意書に世帯全員の署名がされているか。 署名が無い場合は、住民票と納税のない証明書の添付が必要。		
添 付 書 類	(1) <b>補助金対象設備内訳書</b>		
	各設備の交付申請額は、要綱に定める金額に一致しているか。		
	太陽光発電システムの最大出力は、10kw未満か。		
	蓄電池、エネファーム、窓の断熱改修は、補助対象機器として登録されている型番を記載しているか。		
	補助金交付申請額は、補助金交付申請書（第1号様式）の交付申請額と一致しているか。		
	補助対象経費は、消費税抜きの金額を記入しているか。補助対象でない機器や工事の金額を含めていないか。		
	(2) <b>補助対象設備の設置費用の内訳が記載された工事請負契約書又は売買契約書の写し</b>		
	契約書の着工日は令和3年4月1日以降か。 ※契約書で確認できない場合は、事業者の角印が入った「工事着工及び完了証明書」の添付が必要。		
	内訳書（内訳が分かるものであれば見積書でも可）に記載された金額は、「補助対象設備内訳書」に記載された補助金額と一致しているか。		
	(3) <b>補助対象設備の設置に係る費用の支払を証する書類の写し</b>		
	契約書に記載されている金額と一致しているか。		
	(4) <b>補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し</b>		
	カタログ・パンフレット等、メーカーと品番名が分かるもの。 ・太陽光発電システムの場合：太陽光パネル、パワコン及びHEMS又は蓄電池 ・蓄電池の場合：パッケージ型番とそれを構成する全ての機器 ・エネファームの場合：発電ユニットと貯湯ユニットそれぞれ		
	(5) <b>補助対象設備の設置図面</b>		
	・太陽光発電システムの場合：モジュール枚数が確認できる図面及び分電盤、パワーコンディショナー、HEMS、スマートメーターの位置図 ・蓄電池、エネファームの場合：間取り図等に本体及び付属機器の設置場所を図示 ・窓の断熱改修の場合：平面図及び立面図		

添 付 書 類	(6)	<b>補助対象設備の設置状況が確認できる写真</b> 住宅全体の写真に加え、 ・太陽光発電システムの場合：1.太陽電池モジュール（設置枚数が確認できるもの） 2.パワーコンディショナー 3.スマートメーター 4.分電盤 5.モニター（発電状況が確認できるもの） ・蓄電池の場合：パッケージ型番を構成する全ての機器（型番、製造番号が確認できるもの） ・エネファームの場合：発電ユニット、貯湯ユニット（型番、製造番号が確認できるもの）、モニター（発電状況が分かる状態のもの） ・窓の断熱改修の場合：工事着工前と工事完了後		
	(7)	<b>補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（いずれか1つ）</b> 1.メーカー発行の保証書（保証日、販売店名、購入者名が記入されているもの） 2.メーカー発行の出荷証明書又は納品書 3.メーカー発行の出荷検査成績書（検査日の記載があるもの） 4.太陽光発電システムの場合は、出力対比表又はバーコードリスト		
	(8)	<b>世帯全員の住民票の写し（同意書に署名した場合は省略可）</b>		
	(9)	<b>世帯全員の市税に滞納のない証明書（同意書に署名した場合は省略可）</b>		
	(10)	<b>住宅の位置図（住宅周辺の案内図）</b>		
	(11)	<b>申請者が住宅の所有者でない場合、又は住宅に共有者がいる場合、承諾書</b>		
	(12)	<b>補助対象設備が太陽光発電システムの場合</b>		
		<b>ア 電気事業者との特定契約の締結を確認できる書類</b> 「特定契約のご案内（紙文書）」、「系統連携完了のお知らせ（メール）」 「購入実績お知らせサービス」、「申込詳細情報表示」の画面の写し等		
		<b>イ 住宅の建築工事が完了していることを確認できる書類</b> 「固定資産税課税台帳記載事項証明書」、「固定資産税納税通知書」、 「検査済証」、「建築台帳記載事項証明書」等 又は、屋根に設備が設置されていないことが確認できる写真		
		<b>ウ HEMS又は蓄電池が設置されていることが確認できる書類</b> 「保証書」、「出荷証明書」、「出荷検査成績書」等の写し 「購入時の費用の支払いを証明する書類」、「設置状況の写真」 ※機器の型番が確認できるもの		
	(13)	<b>補助対象設備が蓄電池の場合</b> <b>太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類</b> 売電明細の写し又は電力受給契約変更申込書の写し 太陽光発電システムが新設の場合は、「特定契約のご案内（紙文書）」、 「系統連携完了のお知らせ（メール）」、「購入実績お知らせサービス」、 「申込詳細情報表示」の画面の写し等		
	(14)	<b>補助対象設備が窓の断熱改修の場合</b> <b>住宅の建築工事が完了していることを確認できる書類</b> 「固定資産税課税台帳記載事項証明書」、「固定資産税納税通知書」、 「検査済証」、「建築台帳記載事項証明書」等 建物全体＋全ての接地面の写真		
全 般		申請者、工事請負契約書の契約者、電力需給契約者、領収書の宛名は同一人か。		
		印鑑は全て同じものを使用しているか。シャチハタ印等を使用していないか。		
		筆跡を消せるペン等を使用していないか。修正液、修正テープ等を使用していないか。		